

次期習志野市文化振興計画(令和8年度～)の策定に向けて

1. 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かなに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信やVR技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及しました。

また習志野市では、昭和53年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4年度末を以て長期休館となりました。新たなホール開館までの間、従来のホール中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより充実を図ることが必要となります。

以上を鑑み、現行期間の取組とその成果を踏まえつつ、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、総合指標の達成度を図るとともに本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため策定するものです。

2. 計画の位置付けと計画期間

①計画の位置付け

- ・習志野市教育振興基本計画を上位計画とし、本市における文化振興にかかる施策の方向性を示す個別計画。なお、令和8年度からスタートする新たな習志野市基本構想・基本計画及び教育振興基本計画との整合を図ります。
- ・文化芸術基本法第7条の2による地方文化芸術推進基本計画に位置付け
→国の文化芸術推進基本計画(第1期)を参照

②計画期間

令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とします。(予定)

3. 策定スケジュール（概略）

令和 6 年度

①現状・課題の把握、分析

市民及び関係団体意識調査、関係各課ヒアリングの実施

②骨子案作成

取組方針、目標設定

令和 7 年度

①計画案作成

②意見聴取

関係各課及びパブリックコメントの実施

③計画決定（令和 8 年度 3 月末）